

議案第 47 号

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市立上野総合市民病院事業の設置等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 279 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「救急科」の次に「ペインクリニック内科 腫瘍内科 消化器・肝臓内科」
を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定（ペインクリニック
内科を加える規定に限る。）は、平成27年1月1日から適用する。